

四半期報告書

(第32期第1四半期)

自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日

アイフル株式会社

(E 0 3 7 2 1)

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 営業実績	3
2 経営上の重要な契約等	4
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況	7
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	8
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) ライツプランの内容	18
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	18
(5) 大株主の状況	19
(6) 議決権の状況	21

2 株価の推移	21
---------	----

3 役員の状況	22
---------	----

第5 経理の状況	23
----------	----

1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	24
(2) 四半期連結損益計算書	26
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	27

2 その他	38
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	39
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年8月14日
【四半期会計期間】	第32期第1四半期（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）
【会社名】	アイフル株式会社
【英訳名】	AIFUL CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 福田 吉 孝
【本店の所在の場所】	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
【電話番号】	075 (201) 2000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部・総務部担当 堀 田 保 夫
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
【電話番号】	075 (201) 2000 (大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部・総務部担当 堀 田 保 夫
【縦覧に供する場所】	アイフル株式会社 東京支社 (東京都千代田区有楽町一丁目2番2号東宝日比谷ビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第32期 第1四半期連結 累計（会計）期間	第31期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日
営業収益（百万円）	85,035	405,784
経常利益（百万円）	14,333	32,065
四半期（当期）純利益（百万円）	18,282	27,434
純資産額（百万円）	341,600	324,520
総資産額（百万円）	1,918,215	2,041,128
1株当たり純資産額（円）	2,011.59	1,909.46
1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	109.46	190.77
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額（円）	90.23	186.86
自己資本比率（％）	17.5	15.6
営業活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	52,257	247,524
投資活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△1,483	16,420
財務活動によるキャッシュ・フロー（百万円）	△146,666	△133,734
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高（百万円）	161,445	257,310
従業員数（名）	5,231	5,138

（注）1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社（以下、当社と合わせて「当社グループ」）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	5,231（2,262）
---------	--------------

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託契約の従業員、パートタイマーを含む。）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数（人）	2,668（681）
---------	------------

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（嘱託契約の従業員、パートタイマーを含む。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【営業実績】

(1) 営業店舗数及びA T M台数

区分	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)
店舗数(店)	1,165
営業店舗(有人)	224
営業店舗(無人)	941
自動契約受付機(台)	1,055
ローン申込受付機(台)	37
A T M台数(台)	151,864
当社グループ分	1,132
提携分	150,732

(2) 営業収益の内訳

項目		当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
		金額(百万円)	構成比(%)
営業貸付金利息	無担保ローン	60,727	71.4
	有担保ローン	6,733	7.9
	事業者ローン	5,091	6.0
	小計	72,552	85.3
総合あっせん収益		3,843	4.5
個品あっせん収益		1,212	1.4
信用保証収益		2,059	2.4
その他の金融収益		193	0.3
その他の営業収益	営業投資有価証券 売上高	57	0.1
	買取債権回収高	1,464	1.7
	償却債権回収額	1,705	2.0
	その他	1,947	2.3
小計		5,174	6.1
合計		85,035	100.0

- (注) 1. 「その他の営業収益」の「その他」は、カード会費収入等であります。
2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間における当社グループを取り巻く経営環境につきましては、改正貸金業法及び、低下の兆しは見えるものの依然高位で推移する利息返還請求の影響により、信用収縮や合併・撤退などの業界再編、競合の激化など厳しい経営環境が続いております。

このような環境のもと、当社グループでは、引き続きコスト構造改革を推進するとともに、本年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、各任期における業績・成果などを反映した役員報酬制度に変更するなど、経営責任の明確化を図ったほか、コンプライアンス態勢強化を目的とした各種規定・ルールの整備、社外検定資格の取得を義務化するなど、内部管理態勢の強化に向けた各種取り組みを行い、経営基盤の強化を図ってまいりました。

また、ローン事業につきましても、本年6月より下限金利を従来の12.775%から業界最低水準である6.8%へ引き下げを行い、これまで以上に幅広いお客様ニーズにお応えし、利便性を提供するなど、事業基盤の強化に取り組んでおります。

クレジットカード事業につきましては、新たにレンタカー会社との提携カードの発行を開始したほか、電気料金のクレジットカード支払いサービスの導入に向け大手電力会社と契約するなど、お客様の利便性向上に努めた結果、クレジットカード会員数は1,494万人（前期末比12万5千人増）、取扱高は181,276百万円となりました。

個品あっせん事業につきましては、引き続き厳格な審査基準のもとで事業展開を行ったことなどから、取扱高は2,614百万円となりました。

信用保証事業につきましては、新たにアイフル株式会社にて2社、株式会社ライフにて3社との提携を開始したことにより、当社グループにおける商品別提携数は個人向け無担保ローン保証先180社、事業者向け無担保ローン保証先86社となりました。

これら諸施策の結果、当第1四半期連結会計期間末における当社グループの営業債権残高は、営業貸付金1,599,173百万円（前期末比4.0%減）、割賦売掛金190,447百万円（前期末比0.0%減）、支払承諾見返127,510百万円（前期末比1.7%減）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金60,977百万円及び割賦売掛金26,291百万円の合計87,268百万円が含まれております）。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間における当社グループの営業収益は85,035百万円、営業利益は13,322百万円、経常利益は14,333百万円、四半期純利益は18,282百万円となりました。

また、当第1四半期連結会計期間末における総資産は前期末に比べ122,912百万円（6.0%）減少の1,918,215百万円となりました。減少の主な要因は、現金及び預金が有利子負債の返済等により73,887百万円減少したことや、与信厳格化の影響などにより営業貸付金が60,510百万円減少したことなどによるものであります。

負債につきましては、前期末より139,993百万円（8.2%）減少の1,576,614百万円となりました。これは、有利子負債が返済及び償還により143,326百万円減少したことなどによるものであります。

純資産につきましては、剰余金の配当により3,340百万円減少したものの、四半期純利益を18,282百万円計上したことなどにより、前期末より17,080百万円（5.3%）増加いたしました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」）は、前期末から95,865百万円（37.3%）減少し、161,445百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業貸付金の減少による資金の増加額が、貸倒引当金の減少による資金の減少額を上回ったことなどにより、52,257百万円の増加となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有形及び無形固定資産の取得などにより、1,483百万円の減少となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

借入金の返済や社債の償還などにより、146,666百万円の減少となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当社グループを取り巻く経営環境は、依然高位で推移する利息返還請求に加え、改正貸金業法施行等による事業規制の影響による収益力の低下や優良顧客の獲得競争など、今後も厳しい状況が続く見通しであります。

このような環境のもと、当社グループは、すべてのステークホルダーの皆様から信頼される企業となるべく、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念の実現に向け、引き続きコンプライアンス態勢の確立、コスト構造改革及び積極的事業活動を推進してまいります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループは、現在そして将来の営業活動及び債務の返済等の資金需要に備え十分な資金を確保するため、資金調達及び流動性の確保に努めております。必要な資金は、営業活動によって得られるキャッシュ・フロー、金融機関等からの借入れや社債の発行等によって、主として円建てにより調達しております。また、調達基盤を強固なものにするべく、資金調達の多様化を図り、調達コストの引き下げに努めております。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間の決算日の資金、今後の営業活動及び財務活動によって確保されるであろう将来キャッシュ・フローが、当連結会計年度の決算日までの営業活動を維持するのに十分なものであると考えております。

(短期有利子負債)

当社グループの短期有利子負債は、金融機関等からの借入れ及びコマーシャルペーパーによっております。当第1四半期連結会計期間末の短期有利子負債は90,560百万円であります。短期有利子負債のうち、金融機関等からの借入れは、77,560百万円であり、その平均利率は2.45%であります。

また、コマーシャルペーパーの発行による借入れは13,000百万円であり、その平均利率は1.10%であります。

(長期有利子負債)

当社グループの長期有利子負債は、金融機関等からの借入れ及び社債によっております。当第1四半期連結会計期間末における長期有利子負債（1年以内に返済又は償還が予定されている長期借入金及び社債を含みます）は、1,120,202百万円であります。長期有利子負債のうち、金融機関等からの借入れは641,102百万円であり、その平均利率は2.07%であります。また社債の発行による借入れは479,100百万円であり、その平均利率は1.46%であります。長期借入金に係る返済満期までの最長期間は5年（平成25年6月）であり、社債に係る償還満期までの最長期間は7年4ヵ月（平成27年10月）であります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	568,140,000
計	568,140,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	167,475,000	167,475,000	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	—
計	167,475,000	167,475,000	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第27回定時株主総会（平成16年6月25日）におけるストックオプション

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	3,344
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	250,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	7,774(注)1
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,774 資本組入額 3,887
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数(新株予約権1個の目的たる株式の数)を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。)を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の(1)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(1) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び旧商法に基づき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の(2)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(2) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件は第27回定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 第28回定時株主総会（平成17年6月24日）におけるストックオプション

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,508
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	275,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,420(注)1
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,420 資本組入額 4,210
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数(新株予約権1個の目的たる株式の数)を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行日の属する月の前月の各日(取引の成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)に1.03を乗じた金額とする。ただし、当該金額が権利付与日の終値(同日に終値がない場合は、その直近の日の終値とする。)を下回る場合は権利付与日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割又は併合を行う場合は、次の(1)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(1) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株を発行する場合又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使及び旧商法に基づき付与された株式の譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の(2)の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$(2) \text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

2. (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役若しくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合において、当社取締役会が新株予約権の継続保有を相当と認める場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。

(3) その他の条件は第28回定時株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

① ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）A号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注)2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。
「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

② ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）B号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

③ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）C号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
 (2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
 (3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
 (4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
 4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
 5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

④ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）D号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

⑤ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）E号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

⑥ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）F号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
- (2) 転換価額は、当初、1,966円とする。
- (3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回ることとなる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回ることとなる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。
- (4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。
5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

⑦ ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）G号（平成20年2月13日取締役会決議）

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権付社債の残高（百万円）	10,000
新株予約権の数（個）	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成20年3月10日～平成22年2月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	(注) 3
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権付社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	(注) 4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

(注) 1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る新株予約権付社債（以下「本社債」という。）の額面金額の総額を下記(注) 2記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

2. (1) 本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。

(2) 転換価額は、当初、1,966円とする。

(3) 転換価額は、平成21年2月27日の翌取引日以降、平成21年2月27日に先立つ45取引日前から始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する額に修正される。但し、かかる計算の結果が3,932円（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合となる場合には、修正後の転換価額は上限転換価額とし、かかる計算の結果が983円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合となる場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とする。上限転換価額及び下限転換価額は、下記(4)に準じて調整されるものとする。

(4) 転換価額は、本社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

3. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格は行使価額（修正又は調整された場合は修正又は調整後の行使価額。）とし、同発行価格中資本に組入れる額は、当該発行価格に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

4. 本新株予約権を行使したときは、本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の全額の払込みがなされたものとする請求があったものとみなす。

5. 当社を消滅会社とする合併、又は当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本社債の要項に従って、本社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるものとする。

「承継会社等」とは、組織再編成等における相手方であって、本社債及び／又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年4月1日～ 平成20年6月30日	—	167,475,000	—	108,324	—	129,133

(5) 【大株主の状況】

1. 株式会社山勝及びその共同保有者8名から、平成20年7月4日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年6月27日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社山勝	京都市西京区松室中溝町32番地7	28,611	17.08
福田 吉孝	京都市右京区	38,203	22.81
福田 有希子	京都市右京区	195	0.12
川畑 光佐	堺市北区	67	0.04
福田 光秀	東京都港区	67	0.04
福田 守秀	京都市右京区	67	0.04
エリオリス株式会社	京都市西京区松室中溝町32番地7	10,195	6.09
福田 安孝	東京都渋谷区	3,633	2.17
株式会社丸高	京都市西京区松室中溝町32番地7	12,271	7.33

(注) 福田吉孝氏の保有株券等の数には、野村證券株式会社との株券貸借契約による15,000千株が含まれております。

2. アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシーから、平成20年7月3日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年6月30日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
アーノルド・アンド・エス・ブレイクロウダー・アドバイザーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市 アベニュー・オブ・ジ・アメリカズ1345	6,006	3.59

3. マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション及びその共同保有者2社から、平成20年6月20日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年4月30日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
マッケンジー・ファイナンシャル・コーポレーション	カナダ、M5V 3K1、オンタリオ州、トロント、 クイーン・ストリート・ウエスト180	3,920	2.34
マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント・リミテッド	カナダ、V6E 3R5、ブリティッシュ・ コロンビア州、バンクーバー、ウエスト・ ジョージア・ストリート2150-1055	9,420	5.62
マッケンジー・キャンディル・インベストメント・マネジメント (バミューダ) リミテッド	バミューダ諸島、HM EX、ハミルトン、 ビクトリア・ストリート22、私書箱1179	198	0.12

4. ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者2社から、平成20年6月19日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年6月13日付でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー	740	0.44
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	5,051	3.02
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U. S. A.	3,123	1.87

5. テンプルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド及びその共同保有者4社から、平成20年3月5日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成20年2月29日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
テンブルトン・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド	バハマ連邦、ナッソー、ライフオード・ケイ、 BOX N-7759	1,398	0.84
フランクリン・テンブルトン・インベストメント・コープ	カナダ M2N 0A7、オンタリオ州、トロント、 スイート1200、ヤング・ストリート5000	4,429	2.65
フランクリン・テンブルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 EH3 8BH、スコットランド、 エディンバラ、モリソン・ストリート5	3,919	2.34
テンブルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、 フォート・ローダデイル、スイート2100、 イースト・プロワード・ブルヴァール500	3,677	2.20
フランクリン・テンブルトン・インベストメント (アジア) リミテッド	香港、セントラル、コノートロード8、 ザ チャーターハウス 17階	564	0.34

6. ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピーから、平成19年8月14日付の大量保有報告書の変更報告書の写しの送付があり、平成19年8月2日現在で以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・ピー	アメリカ合衆国、カリフォルニア州 92191-9048, サンディエゴ、エル・カミノ・ レアール11988, 500号室	20,677	14.56

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 455,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 166,980,600	3,339,612	—
単元未満株式	普通株式 38,700	—	—
発行済株式総数	167,475,000	—	—
総株主の議決権	—	3,339,612	—

- (注) 1. 「完全議決権株式（その他）」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式250株が含まれております。また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。
2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式17株及び証券保管振替機構名義の株式30株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成20年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
（自己保有株式） アイフル株式会社	京都市下京区烏丸通 五条上る高砂町381-1	455,700	—	455,700	0.27
計	—	455,700	—	455,700	0.27

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月
最高（円）	2,110	2,100	1,887
最低（円）	1,582	1,731	1,167

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「特定金融会社等の会計の整理に関する内閣府令」（平成11年総理府・大蔵省令第32号。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査法人は次のとおり交代しております。

前連結会計年度	監査法人トーマツ及び新橋監査法人
当第1四半期連結累計期間	監査法人トーマツ

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	154,534	228,422
営業貸付金	※1, ※2, ※3, ※4 1,538,195	※1, ※2, ※3, ※4 1,598,705
割賦売掛金	※4, ※5 164,156	※4, ※5 148,490
営業投資有価証券	1,124	1,174
支払承諾見返	127,510	129,712
有価証券	—	2,000
買取債権	12,055	12,847
その他の流動資産	※6, ※7 80,119	※6, ※7 105,232
貸倒引当金	※8 △272,460	※8 △297,383
流動資産合計	1,805,237	1,929,201
固定資産		
有形固定資産	※9 42,009	※9 42,413
無形固定資産	※10 24,459	※10 25,400
投資その他の資産	※11 46,146	※11 43,718
固定資産合計	112,616	111,532
繰延資産	361	393
資産合計	1,918,215	2,041,128
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,581	24,892
支払承諾	127,510	129,712
短期借入金	77,560	158,930
コマーシャル・ペーパー	13,000	5,000
1年以内償還予定の社債	60,000	55,000
1年以内返済予定の長期借入金	291,978	303,818
未払法人税等	711	2,204
引当金	1,943	3,851
その他の流動負債	※12 68,592	※12 48,420
流動負債合計	667,878	731,830
固定負債		
社債	349,100	369,100
新株予約権付社債	70,000	70,000
長期借入金	349,124	392,240
利息返還損失引当金	132,296	143,750
役員退職慰労引当金	—	1,063
その他の固定負債	8,215	8,623
固定負債合計	908,736	984,777
負債合計	1,576,614	1,716,607

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	108,324	108,324
資本剰余金	*13 129,133	*13 129,133
利益剰余金	101,761	86,819
自己株式	△3,110	△3,110
株主資本合計	336,109	321,167
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	3,101	2,080
繰延ヘッジ損益	△3,236	△4,332
評価・換算差額等合計	△135	△2,251
少数株主持分	5,626	5,604
純資産合計	341,600	324,520
負債純資産合計	1,918,215	2,041,128

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成20年4月1日
至 平成20年6月30日)

営業収益	
営業貸付金利息	72,552
総合あっせん収益	3,843
個品あっせん収益	1,212
信用保証収益	2,059
その他の金融収益	193
その他の営業収益	5,174
営業収益合計	85,035
営業費用	
金融費用	7,248
売上原価	1,111
その他の営業費用	※1 63,353
営業費用合計	71,712
営業利益	13,322
営業外収益	
受取配当金	610
法人税等還付加算金	328
その他の営業外収益	85
営業外収益合計	1,024
営業外費用	
雑損失	14
営業外費用合計	14
経常利益	14,333
特別損失	
臨時損失	※2 202
その他	123
特別損失合計	326
税金等調整前四半期純利益	14,006
法人税、住民税及び事業税	155
法人税等還付税額	△4,847
法人税等調整額	393
法人税等合計	△4,298
少数株主利益	22
四半期純利益	18,282

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	14,006
減価償却費	2,389
のれん償却額	213
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△24,975
利息返還損失引当金の増減額 (△は減少)	△11,454
受取利息及び配当金	△616
営業貸付金の増減額 (△は増加)	60,510
割賦売掛金の増減額 (△は増加)	△15,666
営業投資有価証券の増減額 (△は増加)	73
営業債権の増減額 (△は増加)	519
破産更生債権等の増減額 (△は増加)	△1,872
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	4,873
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	21,933
その他の営業活動による増減額 (△は減少)	△1,494
小計	48,441
利息及び配当金の受取額	616
法人税等の支払額	△1,647
法人税等の還付額	4,847
営業活動によるキャッシュ・フロー	52,257
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△402
無形固定資産の取得による支出	△960
投資有価証券の取得による支出	△274
投資有価証券の売却による収入	78
長期貸付けによる支出	△205
その他の投資活動による増減額 (△は減少)	280
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,483
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	87,350
短期借入金の返済による支出	△168,720
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	8,000
長期借入れによる収入	18,303
長期借入金の返済による支出	△73,259
社債の償還による支出	△15,000
自己株式の取得による支出	△0
配当金の支払額	△3,340
財務活動によるキャッシュ・フロー	△146,666
現金及び現金同等物に係る換算差額	27
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△95,865
現金及び現金同等物の期首残高	257,310
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 161,445

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) リース取引に関する会計基準の適用 所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法につきましては、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度において使用した将来の業績予測を利用する方法によっております。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
 (自 平成20年4月1日
 至 平成20年6月30日)

(開示対象特別目的会社)

当第1四半期連結会計期間において、開示対象特別目的会社を新たに1社設立しました。

1. 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

一部の連結子会社は、資金調達先の多様化を図り、安定的に資金を調達することを目的として、割賦売掛金、営業貸付金を裏付けとした信託受益権の流動化を実施しております。当該流動化にあたり、特別目的会社を利用しておりますが、これらには資産流動化法上の特別目的会社等があります。当該流動化において、一部の連結子会社は、まず割賦売掛金、営業貸付金に対してそれぞれ信託資産の設定を行ったのち、優先部分と劣後部分等の異なる受益権に分割します。その後、優先受益権のみを特別目的会社に譲渡し、譲渡した優先受益権を裏付けとして特別目的会社が社債の発行によって調達した資金を、売却代金として受領します。

さらに、一部の連結子会社は、回収サービス業務を行い、また、信託資産における劣後受益権等を保有しています。なお、回収不足となった信託資産に対しては、貸倒引当金を設定しております。

流動化の結果、平成20年6月末において、取引残高のある特別目的会社は7社あり、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は102,779百万円、負債総額（単純合算）は102,749百万円であります。なお、いずれの特別目的会社についても、一部の連結子会社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

2. 当第1四半期連結会計期間における特別目的会社との取引金額等

	主な取引の金額又は当第1四半期連結会計期間末残高 (百万円)	主な損益	
		項目	金額 (百万円)
譲渡資産(注) 優先受益権	15,000	売却損	133

(注) 譲渡資産に係る取引の金額は、譲渡時点の帳簿価額を記載しております。また、譲渡資産に係る売却損は、営業収益から控除しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>※1 担保資産</p> <p>担保に供されている資産で、事業の運営において重要なものであり、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められるものは、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">328,769百万円</td> </tr> </table>	営業貸付金	328,769百万円	<p>※1 担保資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">458,262百万円</td> </tr> </table>	営業貸付金	458,262百万円								
営業貸付金	328,769百万円												
営業貸付金	458,262百万円												
<p>※2 個人向け無担保貸付金残高1,165,321百万円を含んでおります。</p>	<p>※2 個人向け無担保貸付金残高1,211,024百万円を含んでおります。</p>												
<p>※3 営業貸付金に係る貸出コミットメント</p> <p>営業貸付金のうち、1,479,524百万円は、リボルビング契約によるものであります。同契約は、顧客からの申し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めておき、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契約であります。</p> <p>同契約に係る融資未実行残高は、5,623,605百万円(有担保リボルビング契約及び事業者向けリボルビング契約の合計21,882百万円を含む)であります。</p> <p>なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※3 営業貸付金に係る貸出コミットメント</p> <p>営業貸付金のうち、1,544,978百万円は、リボルビング契約によるものであります。同契約は、顧客からの申し出を超えない範囲で一定の利用限度枠を決めておき、利用限度額の範囲で反復して追加借入ができる契約であります。</p> <p>同契約に係る融資未実行残高は、5,761,393百万円(有担保リボルビング契約及び事業者向けリボルビング契約の合計23,148百万円を含む)であります。</p> <p>なお、同契約には、顧客の信用状況の変化、その他当社グループが必要と認めた事由があるときは、契約後も随時契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>												
<p>※4 債権の流動化</p> <p>債権の流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付金及び割賦売掛金の当連結会計年度末の金額は87,268百万円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">60,977百万円</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td style="text-align: right;">26,291</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">87,268</td> </tr> </table>	営業貸付金	60,977百万円	割賦売掛金	26,291	計	87,268	<p>※4 債権の流動化</p> <p>債権の流動化に伴いオフバランスとなった営業貸付金及び割賦売掛金の当連結会計年度末の金額は108,971百万円であり、その内訳は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">営業貸付金</td> <td style="text-align: right;">66,976百万円</td> </tr> <tr> <td>割賦売掛金</td> <td style="text-align: right;">41,995</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">108,971</td> </tr> </table>	営業貸付金	66,976百万円	割賦売掛金	41,995	計	108,971
営業貸付金	60,977百万円												
割賦売掛金	26,291												
計	87,268												
営業貸付金	66,976百万円												
割賦売掛金	41,995												
計	108,971												
<p>※5 割賦売掛金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総合あっせん</td> <td style="text-align: right;">121,545百万円</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td style="text-align: right;">42,610</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">164,156</td> </tr> </table>	総合あっせん	121,545百万円	個品あっせん	42,610	計	164,156	<p>※5 割賦売掛金</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">総合あっせん</td> <td style="text-align: right;">100,901百万円</td> </tr> <tr> <td>個品あっせん</td> <td style="text-align: right;">47,588</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">148,490</td> </tr> </table>	総合あっせん	100,901百万円	個品あっせん	47,588	計	148,490
総合あっせん	121,545百万円												
個品あっせん	42,610												
計	164,156												
総合あっせん	100,901百万円												
個品あっせん	47,588												
計	148,490												
<p>※6 自由処分権を有する担保受入金融資産及びその時価</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">コマーシャルペーパー</td> <td style="text-align: right;">9,988百万円</td> </tr> </table>	コマーシャルペーパー	9,988百万円	<p>※6 自由処分権を有する担保受入金融資産及びその時価</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">コマーシャルペーパー</td> <td style="text-align: right;">29,975百万円</td> </tr> </table>	コマーシャルペーパー	29,975百万円								
コマーシャルペーパー	9,988百万円												
コマーシャルペーパー	29,975百万円												
<p>※7 商品</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">商品</td> <td style="text-align: right;">251百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">79,867百万円</td> </tr> </table>	商品	251百万円	その他	79,867百万円	<p>※7 商品</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">商品</td> <td style="text-align: right;">235百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">104,997百万円</td> </tr> </table>	商品	235百万円	その他	104,997百万円				
商品	251百万円												
その他	79,867百万円												
商品	235百万円												
その他	104,997百万円												
<p>※8 営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額92,850百万円が含まれております。</p>	<p>※8 営業貸付金に優先的に充当すると見込まれる利息返還見積額108,973百万円が含まれております。</p>												
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">35,699百万円</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">35,169百万円</p>												

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)																																																													
※10 のれん	2,074百万円	※10 のれん	2,288百万円																																																												
その他	22,385百万円	その他	23,111百万円																																																												
※11 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産	32,979百万円	※11 資産の金額から直接控除している貸倒引当金の額 投資その他の資産	33,031百万円																																																												
※12 割賦繰延利益		※12 割賦繰延利益																																																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前期末 残高 (百万円)</th> <th>当四半期 受入高 (百万円)</th> <th>当四半期 実現高 (百万円)</th> <th>当四半期末 残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合 あっせん</td> <td>763</td> <td>3,618</td> <td>3,800</td> <td>580 (142)</td> </tr> <tr> <td>個品 あっせん</td> <td>3,300</td> <td>491</td> <td>1,160</td> <td>2,631 (280)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>137</td> <td>869</td> <td>879</td> <td>127 (-)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>0</td> <td>18,185</td> <td>18,185</td> <td>0 (-)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,203</td> <td>23,163</td> <td>24,026</td> <td>3,340 (423)</td> </tr> </tbody> </table>		前期末 残高 (百万円)	当四半期 受入高 (百万円)	当四半期 実現高 (百万円)	当四半期末 残高 (百万円)	総合 あっせん	763	3,618	3,800	580 (142)	個品 あっせん	3,300	491	1,160	2,631 (280)	信用保証	137	869	879	127 (-)	融資	0	18,185	18,185	0 (-)	計	4,203	23,163	24,026	3,340 (423)		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>前期末残高 (百万円)</th> <th>当期受入高 (百万円)</th> <th>当期実現高 (百万円)</th> <th>当期末残高 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合 あっせん</td> <td>1,087</td> <td>14,466</td> <td>14,791</td> <td>763 (213)</td> </tr> <tr> <td>個品 あっせん</td> <td>7,181</td> <td>2,737</td> <td>6,617</td> <td>3,300 (363)</td> </tr> <tr> <td>信用保証</td> <td>181</td> <td>3,777</td> <td>3,820</td> <td>137 (-)</td> </tr> <tr> <td>融資</td> <td>3</td> <td>84,906</td> <td>84,908</td> <td>0 (-)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>8,453</td> <td>105,887</td> <td>110,138</td> <td>4,203 (576)</td> </tr> </tbody> </table>		前期末残高 (百万円)	当期受入高 (百万円)	当期実現高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	総合 あっせん	1,087	14,466	14,791	763 (213)	個品 あっせん	7,181	2,737	6,617	3,300 (363)	信用保証	181	3,777	3,820	137 (-)	融資	3	84,906	84,908	0 (-)	計	8,453	105,887	110,138	4,203 (576)
	前期末 残高 (百万円)	当四半期 受入高 (百万円)	当四半期 実現高 (百万円)	当四半期末 残高 (百万円)																																																											
総合 あっせん	763	3,618	3,800	580 (142)																																																											
個品 あっせん	3,300	491	1,160	2,631 (280)																																																											
信用保証	137	869	879	127 (-)																																																											
融資	0	18,185	18,185	0 (-)																																																											
計	4,203	23,163	24,026	3,340 (423)																																																											
	前期末残高 (百万円)	当期受入高 (百万円)	当期実現高 (百万円)	当期末残高 (百万円)																																																											
総合 あっせん	1,087	14,466	14,791	763 (213)																																																											
個品 あっせん	7,181	2,737	6,617	3,300 (363)																																																											
信用保証	181	3,777	3,820	137 (-)																																																											
融資	3	84,906	84,908	0 (-)																																																											
計	8,453	105,887	110,138	4,203 (576)																																																											
(注) () 内金額は、加盟店手数料で内書きとなっております。		(注) () 内金額は、加盟店手数料で内書きとなっております。																																																													
※13 資本剰余金には、簡易株式交換方式による資本準備金増加額18,693百万円(資本連結手続上、認識された子会社株式評価差額金13,900百万円を含む)が含まれております。		※13	同左																																																												

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1	その他の営業費用のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
支払手数料	5,041百万円
貸倒引当金繰入額	27,121
利息返還損失引当金繰入額	5,474
従業員給料及び賞与	7,110
賞与引当金繰入額	1,749
のれん償却額	213
※2	借入金の早期返済に伴う、初期費用の臨時償却等 であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定	154,534百万円
預入期間が3ヵ月を超える 定期預金	△3,077
その他の流動資産(現先)	9,988
現金及び現金同等物	161,445

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 167,475,000株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 455,819株

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年5月19日 取締役会	普通株式	3,340	20	平成20年3月31日	平成20年6月25日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

全セグメントの営業収益の合計、営業利益の金額の合計額に占める「金融事業」の割合が、いずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)		前連結会計年度末 (平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,011円59銭	1株当たり純資産額	1,909円46銭

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	109円46銭
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	90円23銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
純資産の部の合計額	341,600百万円	324,520百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 (うち少数株主持分)	5,626百万円 (5,626百万円)	5,604百万円 (5,604百万円)
普通株式に係る四半期末(期末)の純資産額	335,973百万円	318,915百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた四半 期末(期末)の普通株式の数	167,019,181株	167,019,283株

(注) 2. 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益	18,282百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る四半期純利益	18,282百万円
普通株式の期中平均株式数	167,019,232株
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額	—
普通株式増加数	35,605,289株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動が あったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月6日

アイフル株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	高橋 一浩	印
----------------	-------	-------	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西野 徳一	印
----------------	-------	-------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアイフル株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。